

## 春日井市認知症総合支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する認知症総合支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、春日井市とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の全部又は一部を、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、市長が適当と認める者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症初期集中支援推進事業 認知症が疑われる者又は認知症である者及びその家族に早期に関わり、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築する事業
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 認知症である者及びその家族が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の支援体制を構築する事業
- (3) 前2号に掲げる事業のほか、市長が認知症の者及びその家族の支援に必要と認める事業

(認知症初期集中支援チーム)

第4条 市長は、前条第1号の事業を円滑かつ効果的に実施するため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置するものとする。

2 支援チームは、次に掲げる者をもって構成するものとする。

(1) 専門職 次のア及びイのいずれにも該当する者2人以上

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務又は相談業務に3年以上携わった経験が

ある者

(2) 専門医 次のア及びイのいずれにも該当する者1人

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

イ 認知症サポート医（認知症サポート医養成研修を終了した者をいう。以下同じ。）である医師

（支援対象者）

第5条 支援チームによる支援の対象者は、原則として40歳以上の在宅で生活する者のうち認知症が疑われる者又は認知症である者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者であって、次のいずれかに該当すると支援チームが認めるもの

ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者

イ 継続的な医療サービスを受けていない者

ウ 適切な介護サービスを受けていない者

エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス又は介護サービスを受けている者であって、認知症の行動及び心理症状が顕著なため、対応に苦慮しているもの

（支援チームの業務内容）

第6条 支援チームの業務内容は、次のとおりとする。

(1) 支援チームの普及啓発に関すること。

(2) 支援対象者への支援体制の構築に関すること。

（認知症地域支援推進員）

第7条 市長は、第3条第2号の事業を円滑かつ効果的に実施するため、認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置するものとする。

2 推進員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症に係る医療又は介護に関する専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士又は介護福祉士
- (2) 前号に掲げる者のほか、認知症に係る医療又は介護に関する専門的知識及び経験を有すると市長が認めた者  
(推進員の業務内容)

第8条 推進員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症への理解を深めるための普及及び啓発に関すること。
- (2) 認知症である者及びその家族に対する支援のための情報収集及び提供に関すること。
- (3) 認知症である者及びその家族に対する支援のための地域の支え合い活動に関すること。  
(事業報告等)

第9条 第2条第2項の規定により事業を受託した者は、事業を実施した月の翌月の市長が指定する日までに事業実績報告書を提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる者の確保が困難な場合にあつては、当分の間、次のいずれかに該当する者をもって充てることができる。
  - (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であつて、今後5年の間に認知症サポート医研修を受講する予定のある者

- (2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）